

農地の無断利用を防ごう！

～農地の売買・貸借・転用には許可が必要です！～

【町農業者委員会（農林課内）】 ☎ 79 - 10002



田や畑といった農地を宅地、駐車場、資材置場等の農地以外のものにする（転用）には、町長の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の協議・許可）を受けなければなりません。また、農地に桜やクヌギ等を植林する場合も転用となり、町長の許可が必要です。（農地法第4条、第5条）

ただし、自己所有の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、農道等）や、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は、許可が不要です。（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）

■農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

(1) 農地の所有者自らが、農地の転用をする場合（農地法第4条）

(2) 農地の転用を目的として、所有権や賃貸借権などの権利を移転したり設定する場合（農地法第5条）

※手続き内容によって、添付書類等提出するものが異なります。

■許可なく貸借や転用したら？

無許可で転用した場合や、許可の内容と異なる目的で転用した場合は、耕作権の保護や権利移転などの法律行為が無効になります。また、違反転用の場合は町長が工事の中止や原状回復などを命ずることができます。

■農地銀行とは？

農地銀行は、農地を「売りたい（貸したい）」「買いたい（借りたい）」という希望を周防大島担い手支援センターで取りまとめています。農地の有効活用を希望される方は、ぜひご利用ください。

町有地売却のご案内

町では、一般競争入札による方法で次の町有財産（土地）を売却します。

受付日程など詳細な情報については、町ホームページへ掲載および財政課、各総合支所に備え付けています『周防大島町有地売却のご案内』（令和3年度物件番号③、④、⑤）それぞれに掲載していますので、ご確認ください。

■売却物件 [令和3年度]

- 物件番号③／面積 3,953 m²
 - ・小松開作字花園 1332 番 1 (畑)
 - ・小松開作字花園 1332 番 2 (畑)
 - ・小松開作字花園 1332 番 4 (山林)
 - ・小松開作字花園 1332 番 5 (ため池)
 - ・小松開作字花園 1332 番 6 (畑)
- 物件番号④／面積 1,486 m²
 - ・小松開作字小遠松 1354 番 1 (畑)
- 物件番号⑤／面積 1,916 m²
 - ・小松開作字小遠松 1355 番 1 (畑)
 - ・小松開作字小遠松 1355 番 3 (ため池)

■物件について

- ・旧田布施農業高校大島分校の実習園跡地です。
- ・農地に関係する取引となりますので、入札参加受付にあたっては、耕作目的、転用目的のどちらであっても農地法の許可を受ける見込みの証となる「買受適格証明書」の添付が必要となります。

■現地説明会

現況や入札の実施方法について等、現地説明会を開催します。（物件番号③④⑤合同）
7月29日(木) 午前10時～11時
※参加希望者は、7月28日(水)の正午までにご連絡をお願いします。

問い合わせ 財政課 0820 (74) 1006